

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法等の規定に則り、申請受理、進達事務、手帳情報の照会業務、認定業務、手帳交付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報確認 ④手帳の移管業務に必要な各種情報の照会
③システムの名称	身体障害者福祉システム SWAN(宛名)システム 中間サーバ・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付マスターテープファイル 身体障害者更生指導台帳ファイル 身体障害者手帳台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第11項 並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 保健福祉部障がい福祉課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 保健福祉部障がい福祉課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2203

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 2. 部署	社会福祉課	障がい福祉課	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 2. 所属長の役職名	社会福祉課長 南田正人	障がい福祉課長	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	栃木市役所 保健福祉部社会福祉課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2203	栃木市役所 保健福祉部障がい福祉課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2203	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	栃木市役所 保健福祉部社会福祉課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2203	栃木市役所 保健福祉部障がい福祉課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2203	事後	
令和1年6月24日	II しい権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しい権利判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	-	項目の追加による記載	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7番、別表第2-16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項並びに内閣府総務省令第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号ないし第10号、第28条第1号イ、同条第2号ないし第10号、第29条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号イ、同条第3号イ、 ※番号法別表第2-116の項に係る主務省令は未公布	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7番、別表第2-16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、116の項並びに内閣府総務省令第12条の2第1号、第14条、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号イ、同条第3号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第59条の2第1号ト	事後	
令和2年3月31日	II しい権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しい権利判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正の施行に伴う変更
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第2-16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項並びに内閣府総務省令第12条の2第1号、第14条、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号ないし第10号、第27条、第28条第1号イ、同条第2号ないし第10号、第29条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号イ、同条第3号イ、第59条の2第1号ト	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第2-10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項並びに内閣府総務省令第12条の2第1号、第14条、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、同条第6号イ、第42条第1号イ、同条第3号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第59条の2の2第1号ト	事前	
令和2年3月31日	II しい権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和2年3月31日	II しい権利判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ③実施の有無	実施する	実施しない	事前	
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第2-10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項並びに内閣府総務省令第12条の2第1号、第14条、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、同条第6号イ、第42条第1号イ、同条第3号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第59条の2の2第1号ト	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第2-10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項並びに内閣府総務省令第12条の2第1号、第14条、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、同条第6号イ、第42条第1号イ、同条第3号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第59条の2の2第1号ト	事前	
令和2年3月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供) 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か []十分である]	[○]接続しない(提供)	事前	